

**雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱
(青少年の雇用の促進等に関する法律第十一
条の労働に関する法律の規定等を定める政令
の一部改正部分)**

大

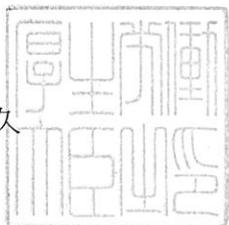
厚生労働省発職派0920第2号

平成28年9月20日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正部分）」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正部分）

第一 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正

一 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十一条の二第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項及び第二十五条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の三の規定により適用する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定を追加すること。

二 船員に関する特例について所要の規定の整備を行うこと。

第二 その他

- 一 この政令は、平成二十九年一月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。